

●香川県告示第22号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項に規定する救急病院又は救急診療所として次の医療機関を認定したので、同令第2条第1項の規定により告示する。

令和5年2月3日

香川県知事 池田豊人

認定番号	認定の有効期間	医療機関名	所在地
4-9	令和5年2月1日から 令和8年1月31日まで	香川県立白鳥病院	東かがわ市松原963番地
4-10	令和5年2月1日から 令和8年1月31日まで	さぬき市民病院	さぬき市寒川町石田東甲387番地1
4-11	令和5年2月1日から 令和8年1月31日	香川県立中央病院	高松市朝日町1丁目2番1号
4-12	令和5年2月1日から 令和8年1月31日まで	高松赤十字病院	高松市番町4丁目1番3号
4-13	令和5年2月1日から 令和8年1月31日まで	独立行政法人地域医療機能推進機構りつりん病院	高松市栗林町3丁目5番9号
4-14	令和5年2月1日から 令和8年1月31日まで	高松病院	高松市天神前4番18号
4-15	令和5年2月1日から 令和8年1月31日まで	医療法人和光会前田病院	高松市東ハゼ町824番地
4-16	令和5年2月1日から 令和8年1月31日まで	医療法人社団仁樹会オサカ病院	高松市香川町浅野272番地
4-17	令和5年2月1日から 令和8年1月31日まで	医療法人社団和広会伊達病院	高松市観光町588番地8
4-18	令和5年2月1日から 令和8年1月31日まで	医療法人社団海部医院	高松市高松町2365番地
4-19	令和5年2月1日から 令和8年1月31日まで	医療法人社団渋谷整形外科医院	高松市牟礼町牟礼986番地1
4-20	令和5年2月1日から 令和8年1月31日まで	香川県厚生農業協同組合連合会滝宮総合病院	綾歌郡綾川町滝宮486番地
4-21	令和5年2月1日から 令和8年1月31日まで	社会医療法人財団大樹会総合病院回生病院	坂出市室町3丁目5番28号
4-22	令和5年2月1日から 令和8年1月31日まで	医療法人社団重仁まるとめ医療センター	丸亀市津森町219番地
4-23	令和5年2月1日から 令和8年1月31日まで	三豊総合病院	観音寺市豊浜町姫浜708番地
4-24	令和5年2月1日から 令和8年1月31日まで	医療法人ブルースカイ松井病院	観音寺市村黒町739番地
4-25	令和5年2月1日から 令和8年1月31日まで	森川整形外科病院	三豊市高瀬町下勝間1623番地1

4-26	令和5年2月1日から 令和8年1月31日まで	医療法人社団力正会小林整形 外科医院	観音寺市柞田町甲606番地4
------	---------------------------	-----------------------	----------------